

山梨県公報

第二千五百六十七号

平成二十七年

十二月十七日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………七八九
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………七八九
- 道路の区域変更(二件)……………七九〇
- 随意契約の相手方の決定について……………七九〇
- 土地改良区役員の退任及び就任……………七九一
- 公共測量の実施……………七九二
- 公安委員会……………七九二
- 技能検定員等審査の実施……………七九二

告示

山梨県告示第四百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後藤 齋

- 保安林の所在場所
都留市平栗字中段六七一、六七二の一、六七三から六七六まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中段六七二の一(次の図に示す部分に限る。)、六七五
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

南巨摩郡早川町雨畑字ライセ九三番地先か	区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			八・六	一四八・〇	

ら
南巨摩郡早川町雨畑字ライセ五九番一地先
まで

新	一七・六	
	一一・〇	
	三三・八	
		一四八・〇

山梨県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一三九号
- 三 道路の区域

北都留郡小菅村字タノモクリ三四八九番一 地先から 北都留郡小菅村字腰越四〇九一番二地先ま で	区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			新	一一・八 四二・八	一一九・六
		旧	一一・二 二五・四	一一九・六	

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年十二月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一) 名称 消防防災ヘリコプターシコルスキー式S七十六B型メインギアボックス調達・交換業務
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部防災危機管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年十一月二日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 朝日航洋株式会社
- (二) 住所 東京都江東区新木場四丁目七番四十一号
- 五 契約金額 五千九百五十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 緊急に調達し、及び交換しなければ、消防防災航空業務に著しい支障が生じるため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第五号該当)

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、玉諸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十七年十二月十七日

一 退任

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中込 幹治	甲府市国玉町一千百六十四	平成二十七年十月十四日
同	小松 文治	同 里吉二丁目五番十八	同
同	秋山 和富	同 蓬沢一丁目八番三	同
同	内藤 周夫	同 西高橋町三百三十二	同

二 就任

同	福井 英人	同 七沢町二十六	同
同	河野 功	同 七沢町四十八	同
同	荻野 泰夫	同 上阿原町八百七十四	同
同	杉山東世治	同 向町八百四十二	同
同	小池 喜仁	同 向町六百五十九	同
同	下条 久男	同 国玉町一千百七十七番地一	同
同	守家 寛一	同 里吉四丁目三番十五	同
同	古屋 和義	同 蓬沢一丁目六番十	同
同	萩原 靖彦	同 西高橋町三百二十一	同
同	藤原 秀明	同 上阿原町百五十	同
同	大沼富士夫	同 国玉町百十九番地一	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	内藤 周夫	甲府市西高橋町三百三十二	平成二十七年十月十五日
同	松木 正治	同 蓬沢一丁目十二番十三	同
同	中澤 恒男	同 蓬沢一丁目五番二十一	同
同	萩原 靖彦	同 西高橋町三百二十一	同
同	鷹野 達雄	同 七沢町二百三十	同

- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千四百五十円
 - (二) 普通自動車免許
一万九千六百五十円
 - (三) 特定第一種運転免許
一万四千五百円
 - (四) 大型自動車第二種免許等
二万七千七百円
- 2 教習指導員審査
- (一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万四千九百五十円
 - (二) 普通自動車免許
一万千八百円
 - (三) 特定第一種運転免許
九千四百円
 - (四) 大型自動車第二種免許等
一万二千七百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番